

# 救急救命講習会

福祉部の基本方針である「救命法の普及促進」にのっとり、10月3日、市原市姉崎消防署有秋分署の皆様による救急救習会が行われました。

講習内容は、

- ・ 心肺蘇生法
- ・ 火傷の手当て
- ・ 骨折の手当て方法
- ・ 止血方法

でした。

実地訓練による講習会であり、大変参考になりましたので、概要を紹介します。

## 1 心肺蘇生法

- ① 周囲が安全かどうかを確認して、まず自分の身の安全を確認する。
- ② 出血の有無を確認して、出血していれば先に止血する。
- ③ 肩をたたいて反応を確認する。

## ④ 救急車（119番）とAED

D（自動体外式除細動器）の手配を依頼する。

「Aさんは救急車、BさんはAEDを持って来て下さい！」

（電話で救急車を依頼した人は、救急隊員の指示を確認）

## ⑤ 呼吸の有無を確認する。

⑥ 呼吸の確認ができない時には人工呼吸をする（2回吹き込む）。

## ⑦ 胸に両手を当てる心臓マッサージを30回行う。

⑧ 蘇生しなければAEDを使用する。スイッチを入れると音声にて指示が出るのでそれに従い作動させる。

## 2 火傷の手当て

水道水にて冷却する。被災者が寒いといえは冷却をやめる。

## 3 骨折の手当て方法

新聞、雑誌、板等で患部

## 4 止血方法

を固定して三角巾を使用し  
て手当てする。

三角巾を使用して頭、腕や脛等の患部によりそれぞれの方法で手当てする。

火傷の冷却は痛みを軽減できただけでなく、深部の火傷の軽減効果もあることもわかりました。また、実地訓練により十分に理解することができて非常に有意義な講習会でした。消防署の皆様、また、福祉部をはじめ、自治会の関係者の皆様、御苦労様でした。

（広報部）



まず、説明を受けます。



止血について



三角巾での手当



実地訓練



AED 実地訓練



**専門部活動報告**  
**迷惑防止にご協力を!**  
 《生活・環境部》

**安全で安心な  
 美しい町に向けて**

基本方針  
 22年度 生活・環境部の次の課題の着実な実施

- 犬・猫糞防止
- 青空駐車防止

**I 犬糞等防止の取り組み**

**1 罰則(ポイ捨て条例)を強調**

調した、回覧板による周知及びポスターの掲示板張りを行いました。

ポイ捨て条例の罰則対象は以下の通り、犬糞だけでなく、缶、瓶、ペットボトル、たばこ、チューインガム等を含みます。

○ 市原市ポイ捨て行為の防止に関する条例(抜粋)

(ポイ捨て行為)

(一) 缶、瓶、ペットボトル

その他の容器を回収容器

その他これに類するもの以外の場所に捨てる行為

(2) たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物を吸い殻入れ、ごみ箱等以外の場所に捨てる行為  
 (3) 飼い犬が排せつしたふんを放置する行為

(ポイ捨て行為の禁止)

第8条 何人も、ポイ捨て行為

をしてはならない。

(罰則)

第11条 第8条の規定に違反し

た者は、2万円以下の罰金に処する。

**2「犬のしつけ講習会」による**

**飼い主のモラルアップ**

犬のしつけ全般の講習会を通して、犬の飼い主のしつけスキル向上。

講師

・(財)千葉県動物保護管理協会 協会訓練士

電話 043-214-7814

・オンリーワン(市原市にある犬の訓練所) 訓練士

電話 0436-36-0844

**しつけの例**

① 犬の糞、おしっこは自宅ですぐに済ませてから散歩に連れ出す。

部屋の中でも、庭でも場所を決めてトイレのしつけは可能。

② 犬はボスになりたい本能があるので、人間の下に犬がいることを認識させ、上下関係を明確にする。

③ 人間の指示で犬を動かす。人が許可を与えてから犬が行動を起こすようにしつける。

・人の歩行に犬を追従させる(リーダーウォーク)。

④ 決まった時間に散歩や食事をする。決まった時間に犬から要求するようにするので時間を固定せず、人間主導であることを維持する。

**3 猫糞防止の取り組み**

猫は犬とは異なり、人によるコントロールができないため、猫糞対策は苦慮しています。

対策の一つとして、野良猫の餌やり防止の回覧板の発行を予定しています。

